

公益財団法人蔵王町育英会奨学金貸与規程

(奨学金貸与の施行)

第1条 公益財団法人蔵王町育英会（以下「当育英会」という。）定款第4条第1項第1号に定める「奨学資金の貸与」の施行については、この規程の定めるところによる。

(奨学生選考委員会の設置)

第2条 奨学生の選考は、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）において行う。

(奨学金貸与の対象)

第3条 奨学金の貸与を受けることができる者は、蔵王町に引き続き10年以上居住しており、かつ、将来永住する見込みのある者の子弟等で、次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 向学心のある者
- (2) 学費の支弁が困難なる者
- (3) 高等学校以上の学校に在学する者

2 当育英会から学費の貸与を受ける者を奨学生と称し貸与資金を奨学金と称する。

(奨学生の種類)

第4条 奨学生の種類を次のとおりとする。

- (1) 高等学校奨学生
- (2) 短大・専門学校奨学生
- (3) 大学奨学生
- (4) 大学院奨学生

(奨学金の貸与額)

第5条 奨学金は、次の各号の区分により、毎年度予算の範囲内において貸与する。

- | | |
|-------------------|-----------|
| (1) 高等学校に在学する者 | 月額30,000円 |
| (2) 短大・専門学校に在学する者 | 月額50,000円 |

(3) 大学に在学する者 月額50,000円

(4) 大学院に在学する者 月額50,000円

(奨学金貸与期間)

第6条 奨学金を貸与する期間は、奨学生の存在する学校の正規の修業期間とする。

2 大学院生に貸与する期間は、修士課程のうち2年間とする。

(奨学金貸与の申請)

第7条 奨学生志願者は、奨学生願書(様式第1号)次に定める書類を添え申請しなければならない。

(1) 在学証明書

(2) 成績証明書 様式第2号

(3) 誓約書 様式第3号

(4) 家庭状況調査書 様式第4号

(5) 所得証明書(保護者・保証人)

(6) 印鑑証明書(保護者・保証人)

(7) 資産証明書(保証人)

2 奨学生願書には、親権者又は保護者が保証人と連署しなければならない。

3 前項の保証人は、蔵王町内に住所を有し、独立の生計を営む者であって、いつでも本人と連絡ができ、かつ、本人に代わって責任を取り得る者でなければならない。ただし、住所に関しては代表理事が認めたときはこの限りではない。

(奨学生の決定)

第8条 奨学生は、選考委員会の選考を経た者について、理事会が決定する。

2 前項により奨学生を決定したときは、理事長は直ちに文書をもって本人に通知するものとする。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は、毎年度4期(5月・8月・11月・2月)に分けて、各月の1日に本人宛口座振込により送金する。ただし、本項によることができないときはこの限りでない。

(奨学金貸与の取消)

第10条 奨学金貸与の辞退を申し出たとき、又は、奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、理事長は奨学生の決定を取り消し、速やかに本人に通知するものとする。

- (1) 奨学生志願につき、事実を偽っていることを発見したとき。
- (2) 休学及び退学したとき。
- (3) 停学処分を受けたとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 傷痕・疾病等のため学業の見込みがないとき。
- (6) 学業成績又は素行が不良となったとき。
- (7) 全家族が蔵王町外に転出したとき。ただし、奨学生が引き続き蔵王町内に居住する場合はこの限りではない。
- (8) その他、奨学生として適当でないと認められたとき。

2 前項により奨学金の貸与を停止された理由がなくなると認められたときであっても、貸与の復活をすることができない。

(借用書等の提出)

第11条 奨学生は、毎期の奨学金を受領の都度、所定の借用書(様式第5号)に自筆似て借入金額を記入し、署名捺印の上、理事長あて提出しなければならない。

2 奨学生(死亡の場合は親権者・保護者)は、奨学金の最終の交付を受けたときは速やかに保証人と連署の上、奨学金借用書(様式第6号)を提出しなければならない。

(奨学金の償還)

第12条 奨学金は、卒業の年の翌年4月1日から10年以内に奨学金として貸与を受けた金額を月賦、半年賦又は年賦の方法で償還しなければならない。

2 奨学生が第10条の規定により奨学金の貸与を取り消されたときは、取り消された月から半年以内に貸与を受けた全額を償還しなければならない。

(償還の減免)

第12条の2 前条の規定により奨学金を償還する者のうち、令和6年度から令和15年度までの間に決定を受けた奨学生対しては、貸与を受けた全額に10分の2を乗じて得た額を当該償還する額から減免する。

2 前条の規定により奨学金を償還する者のうち、令和5年4月以降も償還する奨学生対しては、貸与を受けた全額に10分の1を乗じて得た額を当該償還する額から減免する。ただし、前条第1項が定める期間を経過している者を除く。

3 前項の規定により減免を受けた奨学生のうち、すでに償還を終えている者については前項の規定により求めた額の全額を還付する。

4 第2項の規定により減免を受けた奨学生のうち、令和6年4月以降に償還する額が前項の規定により求めた額より少ない者については、その差額を還付する。

(減免の手続き)

第12条の3 前条第1項の規定により減免を受ける奨学生が奨学金の最終の交付を受けたときは、減免後の金額を記載した借用書を、第11条第2項の規定により提出しなければならない。

2 前条第2項の規定により減免を受ける奨学生は、減免後の額を記載した借用書を第11条第2項の規定により提出しなければならない。

(償還の猶予)

第13条 奨学生又は奨学生であった者（以下「奨学金の貸与中の者」という。）が、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の償還が困難であると認めたときは、その申請により奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 更に上級学校に進学したとき。

(2) 学校にとどまり、無給にて研究等に従事するとき。

(3) 災害又は傷痍、疾病によって償還が困難となったとき。

(4) その他やむを得ない理由によって、償還が著しく困難となったとき。

(報告義務)

第14条 奨学生は毎年3月、在学証明書を理事長に提出しなければならない。

(異動等の届け出)

第15条 奨学生は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、保証人と連署の

上、速やかに届け出なければならない。

(1) 休学、復学、転学又は退学したとき。

(2) 本人若しくは保証人の身分又は住所、その他理事長が必要と認める事項に異動があったとき。

(償還金未償還額の減免)

第16条 奨学金貸与中の者が、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の未償還の全部又は一部について償還不能と認められるとき、理事長は、理事会に諮って適否を決定し、その全部又は一部の償還を減免するとともに、本人又は保証人宛書面により通知するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 重度障害の状況により、精神又は身体の機能に高度の障害をきたし、働く能力を喪失し、又は著しく制限を受けたとき。

2 前項の規定により、償還すべき償還金の全部又は一部の減免を受けようとする奨学金の貸与中の本人又は保証人は、前項第1号にあつては戸籍抄本を、前項第2号にあつては医師の診断書を添えて、理事長に願い出なければならない。

(使用印鑑)

第17条 本人・保護者・保証人の押印は、提出された印鑑証明書のもとの同一の印鑑とする。

(奨学生の辞退)

第18条 奨学生は、日本育英会又は法令等により行う育英資金（奨学資金）の貸与を受けるに至ったときは、この規程に定める奨学金を辞退しなければならない。

(委任)

第19条 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項が定める公益財団法人としての設立登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。